

二十 第 56 条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 56 条</u>（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係</p> <p>（適格合併等により引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の均分取崩し）</p> <p><u>56-1</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第 56 条第 4 項</u>……………</p> <p>（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）</p> <p><u>56-2</u> ……………</p>	<p><u>第 56 条の 2</u>（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係</p> <p>（適格合併等により引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の均分取崩し）</p> <p><u>56 の 2-1</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第 56 条の 2 第 4 項</u>……………</p> <p>（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）</p> <p><u>56 の 2-2</u> ……………</p>

二十一 第 56 条の 2（ガス熱量変更準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 56 条の 2</u>（ガス熱量変更準備金）関係</p> <p>（熱量変更費用の見積額に異動が生じた場合の調整）</p> <p><u>56 の 2-1</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 32 条の 6 第 3 項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>（ガス熱量変更準備金の計算方法）</p> <p><u>56 の 2-2</u> ……………<u>措置法第 56 条の 2 第 1 項</u>……………<u>56 の 2-2</u></p> <p><u>2 及び 56 の 2-3</u>……………</p> <p>（熱量変更計画が 2 以上ある場合のガス熱量変更準備金の取崩しの計算）</p>	<p><u>第 56 条の 3</u>（ガス熱量変更準備金）関係</p> <p>（熱量変更費用の見積額に異動が生じた場合の調整）</p> <p><u>56 の 3-1</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 32 条の 11 第 3 項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>（ガス熱量変更準備金の計算方法）</p> <p><u>56 の 3-2</u> ……………<u>措置法第 56 条の 3 第 1 項</u>……………<u>56 の 3-2</u></p> <p><u>2 及び 56 の 3-3</u>……………</p> <p>（熱量変更計画が 2 以上ある場合のガス熱量変更準備金の取崩しの計算）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>56 の 2-3</u> ……………</p> <p>……………措置法第 56 条の 2 第 3 項、第 4 項又は第 5 項第 3 号……………</p> <p>……</p> <p>(ガス熱量変更準備金の取崩しの計算の基礎となる熱量変更費用の額の意義)</p> <p><u>56 の 2-4</u> 措置法第 56 条の 2 第 4 項第 1 号……………</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>56 の 2-5</u> ……………</p>	<p><u>56 の 3-3</u> ……………</p> <p>……………措置法第 56 条の 3 第 3 項、第 4 項又は第 5 項第 3 号……………</p> <p>……</p> <p>(ガス熱量変更準備金の取崩しの計算の基礎となる熱量変更費用の額の意義)</p> <p><u>56 の 3-4</u> 措置法第 56 条の 3 第 4 項第 1 号……………</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>56 の 3-5</u> ……………</p>

二十二 旧第 57 条の 2 (日本国際博覧会出展準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>第 57 条の 2 (日本国際博覧会出展準備金) 関係</u></p> <p><u>(共同出展法人の積立限度額の計算)</u></p> <p><u>57 の 2-1</u> <u>他の法人と共同して財団法人 2005 年日本国際博覧会協会 (以下「協会」という。)</u>との間に直接又は間接に日本国際博覧会への出展参加契約を締結した法人 (以下「共同出展法人」という。) が日本国際博覧会出展準備金を積み立てる場合の措置法令第 33 条の 2 第 3 項に規定する「その出展をする法人に係るもの」は、2005 年日本国際博覧会出展参加契約書に添付される計画書に定める「出展に要する費用の分担割合」(集合館出展の場合は「各参加者の占有展示面積割合」。以下「分担割合等」という。) によって計算した金額をいうものとする。</p>

- (廃止) (分担割合等に異動が生じた場合の積立限度額の計算)
57の2-2 協会との協議に基づく計画書の修正により共同出展法人の分担割合等が増加し、又は減少することとなった場合には、その増加し、又は減少することとなった日以後に終了する各事業年度の日本国際博覧会出展準備金の積立限度額は、その異動後の分担割合等によって計算するものとする。
- (廃止) (敷地面積に異動が生じた場合の積立限度額の計算)
57の2-3 協会から引渡しを受けた敷地（集合館出展における展示館の建築面積に相当する敷地を含む。以下57の2-3において同じ。）の面積が当初の出展参加契約に定められていた敷地面積と異なることとなった場合には、その引渡しを受けた日以後に終了する各事業年度の日本国際博覧会出展準備金の積立限度額は、その引渡しを受けた敷地の面積を基礎として計算するものとする。
- (廃止) (日本国際博覧会出展準備金の取崩しの対象となる出展費用等の額の範囲)
57の2-4 措置法第57条の2第2項の規定により日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度において積み立てた日本国際博覧会出展準備金を含む。以下同じ。）の取崩しの対象となる「出展費用等の額」とは、次の(1)に掲げるような出展費用等の額をいい、(2)に掲げるような費用の額はこれに該当しないことに留意する。
(1) 取崩しの対象となる出展費用等の額
イ 出展参加契約に基づき敷地を賃借するための費用の額
ロ 措置法第57条の2第1項（同法第68条の52第1項を含む。）に規定する費用の対象となった資産（以下「対象資産」という。）について償却をした場合のその償却費の額（対象資産を賃借した場合の賃借料の額を含む。）
ハ 対象資産の撤去に伴い生じた除却損、撤去費用及び原状復旧費の額

改 正 後	改 正 前
	<p>三 <u>対象資産を地方公共団体に寄附した場合のその寄附金の額</u></p> <p>ホ <u>対象資産が災害等により滅失し、又は損壊したことにより生じた損失の額（保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）</u></p> <p>(2) <u>取崩しの対象とならない費用の額</u></p> <p>イ <u>出展に関し支出した広告宣伝費、旅費、会議費又は参加団体の共同事務局に係る運営費（博覧会の会場内で催される諸行事の運営費を含む。）</u></p> <p>ロ <u>展示館（その附属設備を含む。）、庭園、出展物、展示場所等の維持管理費（修繕費を含む。）</u></p> <p><u>（敷地等の利用料の取扱い）</u></p> <p><u>57 の 2－5 出展参加法人が出展参加契約に基づき協会から賃借する敷地又は集合館出展における展示館（以下 57 の 2－5 において「敷地等」という。）の使用料については、当該敷地等の引渡しがあった日以後に終了する各事業年度においてその引渡しのあった日以後閉会日までの期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、当該法人が当該使用料の全部を当該敷地等を返還する日まで仮払金として経理し、当該返還する日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において損金の額に算入することとしているときは、これを認める。</u></p> <p><u>（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）</u></p> <p><u>57 の 2－6 日本国際博覧会出展準備金の積立額の損金算入等については、55－17、55－18 及び 55 の 5－1 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>

(廃 止)

(廃 止)

二十三 第 57 条の 3 《使用済燃料再処理準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 57 条の 3 《使用済燃料再処理準備金》関係</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57 の 3-1 <u>使用済燃料再処理準備金</u> (連結事業年度において積み立てた使用済燃料再処理準備金を含む。) の積立額の損金算入等については、55-17、55-18 及び 55 の 5-1 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>第 57 条の 3 《使用済核燃料再処理準備金》関係</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57 の 3-1 <u>使用済核燃料再処理準備金</u> (連結事業年度において積み立てた使用済核燃料再処理準備金を含む。) の積立額の損金算入等については、55-17、55-18 及び 55 の 5-1 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>

二十四 第 62 条の 3 《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)</p> <p>62 の 3(3)-1 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>基本通達 4-1-1 の(2)又は連結基本通達 4-1-1 の(2)</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(建築面積等の意義)</p> <p>62 の 3(5)-15 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 6 号、<u>第 7 号及び第 9 号</u>……………</p> <p>…<u>同項第 8 号</u>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 19 項第 2 号ロ</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(建築物を 2 以上の者が建築する場合の取扱い)</p> <p>62 の 3(5)-16 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 9 号</u>……………<u>同項第 16 号</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)</p> <p>62 の 3(3)-1 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>基本通達 4-1-2 の(2)又は連結基本通達 4-1-2 の(2)</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(建築面積等の意義)</p> <p>62 の 3(5)-15 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 6 号及び第 8 号……………<u>同項第 7 号</u>……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 18 項第 2 号ロ</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(建築物を 2 以上の者が建築する場合の取扱い)</p> <p>62 の 3(5)-16 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 8 号</u>……………<u>同項第 15 号</u>……………</p> <p>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>同項第 9 号</u>……………<u>同項第 16 号</u>……………</p> <p>(2) <u>同項第 9 号</u>……………</p> <p>(3) <u>同項第 16 号イ</u>……………</p> <p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>62 の 3(5)–17 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ</u>… ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)</p> <p>62 の 3(5)–18 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号、第 12 号及び第 13 号</u>…………… ……………<u>同項第 11 号ロ</u>……………</p> <p>(宅地の造成の意義)</p> <p>62 の 3(5)–19 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号</u>……………</p> <p>(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)</p> <p>62 の 3(5)–20 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 13 号又は第 14 号</u>……………</p> <p>(注) …………… ……………<u>同項第 13 号</u>……………</p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62 の 3(5)–21 <u>措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 11 号又は第 14 号</u>……………</p>	<p>(1) <u>同項第 8 号</u>……………<u>同項第 15 号</u>……………</p> <p>(2) <u>同項第 8 号</u>……………</p> <p>(3) <u>同項第 15 号イ</u>……………</p> <p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>62 の 3(5)–17 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ</u>… ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)</p> <p>62 の 3(5)–18 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号、第 11 号及び第 12 号</u>…………… ……………<u>同項第 10 号ロ</u>……………</p> <p>(宅地の造成の意義)</p> <p>62 の 3(5)–19 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号</u>……………</p> <p>(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)</p> <p>62 の 3(5)–20 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号又は第 13 号</u>……………</p> <p>(注) …………… ……………<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号</u>……………</p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62 の 3(5)–21 <u>措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 10 号又は第 13 号</u>……………</p>

……………措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号又は第 14 号……………

(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)

62 の 3(5)–22 ……………

- (1) ……………
- (2) 同項第 9 号……………
- (3) 同項第 11 号、第 13 号又は第 14 号……………
- (4) 同項第 15 号……………

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

62 の 3(5)–23 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号又は第 16 号……………同

項第 15 号本文かっこ書……………

(注) 同項第 9 号……………

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

62 の 3(5)–24 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ロ……………

(床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)

62 の 3(5)–25 措置法令第 38 条の 4 第 28 項第 3 号……………

(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)

62 の 3(5)–26 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ……………

(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)

62 の 3(5)–27 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号……………

……………措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号又は第 13 号……………

(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)

62 の 3(5)–22 ……………

- (1) ……………
- (2) 同項第 8 号……………
- (3) 同項第 10 号、第 12 号又は第 13 号……………
- (4) 同項第 14 号……………

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

62 の 3(5)–23 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 14 号又は第 15 号……………同

項第 14 号本文かっこ書……………

(注) 同項第 8 号……………

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

62 の 3(5)–24 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ロ……………

(床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)

62 の 3(5)–25 措置法令第 38 条の 4 第 26 項第 3 号……………

(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)

62 の 3(5)–26 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ニ……………

(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)

62 の 3(5)–27 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 14 号……………

改 正 後	改 正 前
<p>(換地処分後の土地等の譲渡)</p> <p>62 の 3(5)–28 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号</u>……………</p> <p>(一の住宅の意義等)</p> <p>62 の 3(5)–29 <u>措置法令第 38 条の 4 第 30 項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(併用住宅の場合)</p> <p>62 の 3(5)–30 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号</u>……………</p> <p>(注) ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 30 項</u>……………</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>62 の 3(5)–31 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ロ、措置法令第 38 条の 4 第 28 項第 3 号、同項第 4 号、同条第 30 項第 1 号及び措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 16 号</u>……………</p> <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>62 の 3(5)–34 ……………</p> <p>……………<u>同条第 4 項第 11 号から第 16 号までに規定する個人又は法人</u>…</p>	<p>(換地処分後の土地等の譲渡)</p> <p>62 の 3(5)–28 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号</u>……………</p> <p>(一の住宅の意義等)</p> <p>62 の 3(5)–29 <u>措置法令第 38 条の 4 第 28 項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(併用住宅の場合)</p> <p>62 の 3(5)–30 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号</u>……………</p> <p>(注) ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 28 項</u>……………</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>62 の 3(5)–31 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ロ、措置法令第 38 条の 4 第 26 項第 3 号、同項第 4 号、同条第 28 項第 1 号及び措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 15 号</u>……………</p> <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>62 の 3(5)–34 ……………</p> <p>……………<u>同条第 4 項第 10 号から第 15 号までに規定する個人又は法人</u>…</p>

……………同条第4項第11号から第16号までに掲げる土地等……………

…措置法規則第21条の19第2項第11号から第16号まで……………

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

62の3(6)–6 ……………措置法令第38条の4第36項第2号から第6号まで

……………

(土地等以外の資産がある場合の取得日)

62の3(6)–7 ……………措置法令第38条の4第36項第3号から第6号まで

……………

(取得日の異なる土地等がある場合の区分)

62の3(6)–8 ……………措置法令第38条の4第36項第3号から第6号まで

……………

(注) ……………

(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)

62の3(6)–10 措置法令第38条の4第32項又は第33項……………同条第31項……………

(注) ……………措置法第62条の3第4項第11号から第16号まで……………

(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)

62の3(6)–11 ……………

……………同条第4項第11号から第16号まで……………

……………同条第4項第10号から第15号までに掲げる土地等……………

…措置法規則第21条の19第2項第10号から第15号まで……………

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

62の3(6)–6 ……………措置法令第38条の4第34項第2号から第6号まで

……………

(土地等以外の資産がある場合の取得日)

62の3(6)–7 ……………措置法令第38条の4第34項第3号から第6号まで

……………

(取得日の異なる土地等がある場合の区分)

62の3(6)–8 ……………措置法令第38条の4第34項第3号から第6号まで

……………

(注) ……………

(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)

62の3(6)–10 措置法令第38条の4第30項又は第31項……………同条第29項……………

(注) ……………措置法第62条の3第4項第10号から第15号まで……………

(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)

62の3(6)–11 ……………

……………同条第4項第10号から第15号まで……………

二十五 第 63 条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額）</p> <p>63(3)－1</p> <p>（注）</p> <p>.....<u>基本通達 4－1－1 の(2)又は連結基本通達 4－1－1 の(2)</u>...</p> <p>.....</p>	<p>（圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額）</p> <p>63(3)－1</p> <p>（注）</p> <p>.....<u>基本通達 4－1－2 の(2)又は連結基本通達 4－1－2 の(2)</u>...</p> <p>.....</p>
<p>（取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分）</p> <p>63(6)－6</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 2 号から第 6 号まで</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>（取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分）</p> <p>63(6)－6</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 34 項第 2 号から第 6 号まで</u>.....</p> <p>.....</p>
<p>（土地等以外の資産がある場合の取得日）</p> <p>63(6)－7</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 3 号から第 6 号まで</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>（土地等以外の資産がある場合の取得日）</p> <p>63(6)－7</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 34 項第 3 号から第 6 号まで</u>.....</p> <p>.....</p>
<p>（取得日の異なる土地等がある場合の区分）</p> <p>63(6)－8</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 3 号から第 6 号まで</u>.....</p> <p>.....</p> <p>（注）</p>	<p>（取得日の異なる土地等がある場合の区分）</p> <p>63(6)－8</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 34 項第 3 号から第 6 号まで</u>.....</p> <p>.....</p> <p>（注）</p>